資料 6

令和７年１０月９日
教 育 セ ン タ ー

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

１　和解の相手方

江東区民

２　事件の概要

（１）発生年月日　令和６年１２月８日　午後９時頃

（２）発 生 場 所　東京都江東区東陽二丁目３番６号
江東区教育センター北側の雨水桝

（３）事件の概要　教育センター内コミュニティ広場で母親とこどもが遊んでいたところ、北側にある茂みにおいて、雨水桝の蓋が一部外れていたことにより、母子が雨水桝に落下し、母が左大腿筋挫傷の障害を負うとともに、母子の靴に損傷を与えた。
なお、雨水桝の蓋が外れていた理由は不明である。

３　決定年月日　令和７年８月１日

４　和解の内容　区は、相手方に対し、５に掲げる損害賠償額の支払い義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

５　損害賠償額　７５９，８７８円（治療費及び修繕費等）